

屋外広告物許可申請手数料一覧

(美濃加茂市手数料条例)

事務の種類	事務の内容		手数料の名称	単位	許可の有効期間	金額(円)
4 岐阜県屋外 広告物条例(昭 和39年岐阜県 条例第47号。以 下この項におい て「条例」とい う。)の施行に関 する事務	1	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件であってネオンサインその他の電飾設備を有しないものに係るものに限る。	広告板等許可申請手数料	広告表示面積5㎡ 又は5㎡未満の端 数につき	1年以下のもの	¥900
					1年を超え2年以下のもの	¥1,520
					2年を超え3年以下のもの (新規のみ)	¥2,240
	2	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件であってネオンサインその他の電飾設備を有するものに係るものに限る。	広告板等許可申請手数料	広告表示面積5㎡ 又は5㎡未満の端 数につき	1年以下のもの	¥1,200
					1年を超え2年以下のもの	¥2,090
					2年を超え3年以下のもの (新規のみ)	¥3,080
	3	電柱又は街灯柱を利用する広告物に係るものに限る。	電柱等利用広告物許可申請 手数料	1個につき	1年以下	¥300
	4	立看板に係るものに限る。	立看板許可申請手数料	1枚につき	2月以下	¥200
	5	はり紙に係るものに限る。	はり紙許可申請手数料	100枚又は100枚未 満の端数につき	2月以下	¥400
6	はり札に係るものに限る。	はり札許可申請手数料	1枚につき	2月以下	¥80	
7	広告幕やのぼり旗又は広告網に係るものに限る。	広告幕等許可申請手数料	1枚につき	2月以下	¥300	
8	アドバルーンに係るものに限る。	アドバルーン許可申請手数料	1個につき	2月以下	¥600	
9	1から8までに掲げるものを除く。	その他屋外広告物許可申請 手数料	1個につき	1年以下	¥300	

条例第7条、条例第8条第4項若しくは条例第12条第1項に規定する許可又は条例第11条第2項に規定する許可の有効期間の更新の申請に対する審査

(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を除く。)